

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和5年11月17日開催 生命保険協会〕

## 1. 保険代理店ヒアリングの実施について

- 2023年11月から2024年3月までの間、保険商品の主力販売チャネルとしてプレゼンスが増している保険代理店に対して、保険募集管理態勢の整備状況などの実態を把握するため、財務局と協働のうえ、ヒアリングを行う予定である。
- ヒアリング項目としては、
  - ・ 公的保険の説明に関するベストプラクティス
  - ・ サイバーセキュリティ対策の取組状況
  - ・ 貴協会にて策定された「業務品質評価基準」に関する代理店側の取組み等を予定している。
- また、これに加えて2023事務年度は、「顧客本位の業務運営に係る取組方針」を策定・公表している保険代理店の取組状況を確認するため、当該取組状況もヒアリング項目に追加しており、対話等を通じて、保険代理店の意見や取組みを丁寧に収集したいと考えている。
- 各保険会社においては、ヒアリングの対象となった保険代理店から相談や協力依頼があった場合には、親身な対応やご支援をお願いしたい。

## 2. 商品審査の効率化にかかる検討依頼について

- 現在、金融庁において、商品審査の効率化にかかる検討を行っており、その中で、過去の事案について分析したところ、例えば、認可後1年以内に同一案件の変更申請を行っているものや、基本的な論点の検討が不十分なため審査を途中で取り下げるといった事案が認められた。
- 更に、デリバティブを組み込んだ数理的に極めて複雑な一時払商品の申請も増加している。
- こうした理由により、審査に要した日数は過去と比較して1.5倍に増加

しており、商品審査の効率化が喫緊の課題であると考えられる。

- 官民双方において効率的に商品審査プロセスを進めることが出来れば、審査日数の短縮化が図れ、保険会社によるタイムリーな商品投入を更に後押しすることが可能となる。
- 追って金融庁から生命保険協会を通じ、正式に依頼させていただくので、商品審査の効率化に向けたご協力をお願いしたい。

### **3. LIBOR からの移行対応について**

- LIBORについては、2023年6月末のドルの一部テナーの公表終了をもって、全ての通貨・テナーのパネルLIBORの公表が停止された。これを踏まえ、金融庁は、日本銀行と合同で、2023年6月末基準での「第5回LIBOR利用状況調査」を実施し、9月29日に調査結果を公表した。
- 調査の結果、パネルドルLIBOR参照契約の移行対応は概ね完了しており、2023年6月末時点でフォールバック条項が未導入の契約についても、大部分の金融機関において既に対応方針は確定していることが確認された。また、シンセティックドルLIBORの利用については、契約当事者間の合意形成までの一時的な利用となるなど、限定的であることが確認された。
- 今回調査を含む全5回のLIBOR利用状況調査の結果を踏まえれば、LIBORからの移行対応全般が概ね完了したことを確認できたと言える。
- 金融庁としては、今回調査の結果を踏まえて、一部の金融機関が有する、対応方針が未確定の残存契約及び2024年9月末に公表停止が予定されているシンセティックドルLIBORへ移行した契約の移行対応について、引き続き日本銀行と連携してモニタリングを行うとともに、その状況に応じた対応を促していく。該当契約を有する各金融機関においては、時間軸を意識した移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。

### **4. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化について**

- 2023年11月2日に、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大へ向けた施策とし

て、「地域企業経営人材マッチング促進事業」が盛り込まれた。

- 「REVICareer(レビキャリア)」の足元の実績について申し上げますと、大企業人材の登録者数が2000人を突破し、マッチング件数については、2023年10月は新たに8件成約し、累計43件となり、着実に実績が伸びてきている。
- 金融庁としては、地域金融機関が仲介する、転籍や兼業・副業、出向といった多様な形での大企業人材のマッチングを推進していくので、引き続きご協力をお願いしたい。

## 5. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 2023年10月27日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2023年1月から7月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む中間報告書を公表。
- 同報告書では、
  - ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
  - ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること

等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。

- 同報告書を踏まえ、各金融機関においては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、
  - ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
  - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、

などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

## 6. 2023年IAIS年次総会の開催および執行委員会議長就任について

- 2023年11月6日から10日にかけて、IAIS年次総会が東京で開催され、400名超の参加者を集め、無事成功裡に終えることができた。皆様に多大なるご尽力をいただいたこと、また、会場へ多くの方々に足をお運びいただいたことに厚く感謝申し上げます。
- 9日の午後から10日にかけて開催されたIAISの「年次コンファレンス」では、自然災害に係るプロテクションギャップ、保険セクターを取り巻くリスク、顧客本位の取組み、気候変動への対応、国際資本基準（ICS）といったテーマにつき、活発な議論が交わされた。また、9日夕刻に当庁が開催したパネルディスカッションでは、清水協会長にもご登壇いただき、サステナブルファイナンス等に係る対応やお考えをご披露いただいた。
- このような場で、我が国（保険セクターの）取組みを発信していくことには大きな意味があると考えており、あらためて貴協会のご尽力に感謝申し上げます。
- なお、今般の年次総会の際に、当庁の有泉金融国際審議官がIAIS執行委員会の議長へ正式に就任した。今後は、今般の年次総会でも議論されたIAISの主要プロジェクトを主導するとともに、我が国の保険セクター・保険行政のあり方の高度化にもつなげることが出来るよう、皆さまのご協力も賜りつつ、当庁として全力で議長としての務めに取り組んでまいりたい。

## 7. 10月G20財務トラックの成果物について

- 2023年10月12日から13日にかけて、モロッコのマラケシュにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主なポイントをご紹介します。

  - ・ 暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、今回のG20会合では、「暗号資産に関するG20ロードマップ」が採択された。今後は、①FSBが7月に最終化した規制・監督枠組みに関するハイレベル勧告等の実施、②非G20メンバー国へのアウトリーチ、③国際的な協調・協力・情報共有、④データギャップへの対処を行っていくことになる。また、暗号資産に関するFATFの継続中の作業及びFATF基準の実施への支持も示された。

- ・サステナブルファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」で推奨された行動を推進するための更なる努力が求められている。これには、2022年のG20で策定された「トランジション・ファイナンス枠組」の実施も含まれている。
- ・その他の金融セクターの課題については、クロスボーダー送金及び気候開示に関するFSBの進捗報告書等が歓迎された。

○ 2023年12月より、ブラジルがG20議長国を務める予定。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していきたい。

## 8. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリング方針について

○ FDに関するモニタリングについては、2022事務年度と同様、リスク性金融商品の各業態の販売動向や、個社別の販売額等を基に重点モニタリング先を抽出し、「顧客本位の業務運営に関する原則」等を踏まえ、金融商品の組成・販売会社を中心に、リスク性金融商品のプロダクト・ガバナンス態勢や販売・管理態勢等を着眼点として、リスクベースで実施する。

○ 具体的には、足元で販売額が増加している外貨建一時払保険や新興国通貨建債券を含む外貨建債券等について、組成・販売各社において、

- ・リスク・リターン、コスト等の妥当性を検証した上で、組成・販売しているか
- ・組成・販売に当たり、想定顧客層の特定はできているか
- ・顧客が負担する全てのコスト開示と顧客視点での説明ができる態勢が構築できているか

といった点を検証していく。

○ このほか、インターネット取引や業績評価体系、三線管理の枠組みについても、実態把握・検証を進めていく。

○ 経営陣におかれては、本日、申し上げた点を持ち帰って頂き、必要に応じ、先んじた検証や取組改善をお願いしたい。  
重点モニタリング先となった金融機関におかれては、双方向の議論の中で、

「顧客の最善の利益の追求」などに向けた気付きを共有していきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

## 9. フィッシング対策の強化等について

- 昨今、フィッシングによるものと見られる不正送金被害が多発している。当庁及び警察庁より 2023 年 8 月 8 日に注意喚起を公表した時点では、2023 年上半期におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数は過去最多の 2,322 件、被害総額も約 30 億円と、年間の被害額と比較しても過去最多に迫る状況であった。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

※ 「令和 5 年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について  
(<https://www.npa.go.jp/news/release/2023/20230919001.html>)。]

- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

## 10. 中国を背景とするサイバー攻撃グループ BlackTech によるサイバー攻撃について

- 2023 年 9 月 27 日、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターから、中国を背景とするサイバー攻撃グループ BlackTech によるサイバー攻撃に関する注意喚起が発出された。
- この注意喚起では、BlackTech の手法への具体的な対処方法が推奨されているが、推奨されている対処方法は、BlackTech に限らず、一般的に有効な対策である。

## 11. 経済安全保障推進法の施行について

- 経済安全保障推進法における「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）」について、来年春頃の運用開始を予定し

ており、それに向けて<sup>※1</sup>、2023年10月4日、特定社会基盤事業者の指定基準に該当すると見込まれる事業者名を公表<sup>※2</sup>した。

※1 施行期日（2023年10月24日閣議決定、10月27日公布）

11月1日 特定社会基盤事業者の指定に関わる規定（法附則第1条第3号関係）

※特定社会基盤事業者が指定を受けた日から6月間の経過措置期間あり

11月17日 特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入・維持管理等の委託を行う場合の届出に関わる規定（法附則第1条第4号関係）

※2 2023年10月4日公表時点で指定基準を満たしており、指定対象となることが想定される事業者

- 今般、対象事業者に対して指定の通知を行うとともに、事業者名等の公示を行ったところである。
- また、2023年11月16日、特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入や維持管理等の委託を行う場合の届出事項等を定める主務省令を公布した。今後、基幹インフラ制度の円滑な運用開始に資するよう金融分野におけるQ&Aの公表も予定している。
- 金融庁においては、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置しており、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付けている。特に制度運用開始前後に導入等の案件が想定される金融機関におかれては、早めにご相談いただくようお願いしたい。
- 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。

## 12. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケートへの対応について

- マネロン等リスク管理態勢の整備については、2024年3月末の態勢整備期限に向けて、取組を進めていただいていると承知している。
- 期限まで残り半年を切る中、マネロンガイドラインに記載の「対応が求められる事項」の全項目について適切に対応いただくよう改めてお願いしたい。

- また、先般発出した、各社の 2023 年 9 月末時点の進捗状況の確認を目的とする半期フォローアップアンケートについては、2023 年 11 月末を提出期限としているので、引き続き回答へのご協力をお願いしたい。
- 経営陣におかれては、期限までに確実に作業が完了できるよう、今後の作業ボリュームを把握の上、必要な人材の配置や対応スケジュールを策定するなど、引き続き着実に取り組みを進めていただきたい。
- その上で、これまでに整備した管理態勢については、継続的検証等により、その実効性や効率性を高めていくことが重要である。FATF 第 5 次審査も見据えつつ、各社の取組を進めていただきたい。

### 13. 資産運用立国について

- 2023 年 10 月 4 日、新しい資本主義実現会議の下に、鈴木金融担当大臣を分科会長とする「資産運用立国分科会」が設置された。資産運用立国の実現に向けた政策プランは、年内に策定する方針。
- 「成長と分配の好循環」を実現していくためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革を実施し、その運用力の向上やガバナンスの改善を図っていくことや、資産運用業への国内外からの新規参入と競争を促進していくことが必要。
- このため、具体的には、
  - ①資産運用業とアセットオーナーシップの改革として、
    - ・大手金融グループによる、資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表、
    - ・スチュワードシップ活動の実質化や、運用対象の多様化を図るための環境整備
  - ②資産運用業への新規参入と競争の促進として、
    - ・日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正、
    - ・バックオフィス業務のアウトソーシングをより円滑にする規制緩和、



- ・資産運用会社の新規参入を促進するためのプログラム（日本版EMP）の整備
- ・金融創業支援ネットワーク事業の推進、金融・資産運用特区の創設などについて、検討していく予定。

○ 政策プランの策定に向けては、様々なご意見を拝聴しながら検討を深めていきたいと考えており、ご協力をお願いしたい。

#### 14. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」について

○ 2023年11月2日、足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期すとともに、生産性向上などの供給力強化により日本経済を一段高い成長軌道に乗せていく観点から、「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」が策定された。

○ 今回の総合経済対策では、①物価高から国民生活を守る、②地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する、③成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する、④人口の減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する、⑤国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する、の5つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられたところだが、金融庁関連では、

- ・資金繰り支援にとどまらない経営改善支援、事業再生支援等、事業者の実情に応じた適切な支援の推進、
- ・資産運用業とアセットオーナーシップの改革、資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進など、資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
- ・新しいNISA制度の開始に向けた周知・活用促進や「金融経済教育推進機構」の設立に向けた取組の推進など、資産所得倍増プランの推進、
- ・スタートアップの資金調達に関する環境整備や、インパクト投資の推進に向けた「インパクトコンソーシアム」の設立、
- ・金融機関等におけるマネロン対策に必要な継続的顧客管理に係る国民の理解促進、

などの施策が盛り込まれている。

- 対策に盛り込まれたいずれの施策も、現下の経済や金融の状況の中で、重要かつ早急に取り組んでいくべきものであり、金融庁としては、金融が実体経済や国民生活をしっかりと下支えできるよう、重点的に取り組んでいく所存。この点を理解のうえ、各金融機関の理解・協力を今後、よろしく願いたい。

#### 15. PRI（責任投資原則）への署名について

- 2023年9月末から10月初めにかけて、資産運用立国の実現に関連して、海外金融事業者を我が国に招致して情報発信を行う Japan Weeks を開催した。その一環として、PRI への署名機関をはじめとするグローバルな投資家を招待して議論するイベントである「PRI in Person」が開催された。その際、岸田総理から、①責任投資の取組みをけん引する PRI への署名機関が増えることに対する期待が示されるとともに、②政府として所要の環境整備を行い、代表的な公的年金基金、少なくとも7基金(90兆円規模)が新たに PRI の署名に向けた作業を進めることが表明された。
- PRI への署名、及びそれに沿ったサステナブルファイナンスへの取組みの重要性については、公的年金だけではなく、生命保険会社等、他のアセットオーナーにおいても妥当する話である。既に署名をしている保険会社も多いと承知しているが、更なる PRI 署名及びサステナブルファイナンスへの取組みへ向けて、前向きな検討をお願いしたい。

(以上)